

# 「証券市場の改革促進プログラム」の進捗状況

## 1. 誰もが投資しやすい市場の整備～多様な投資家の幅広い市場参加の促進～

### (1) 証券会社を通じた市場参加の促進

#### 〔最低資本金の引下げ・主要株主ルール、販売代理店制度の導入〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（12月16日）。

#### 〔信頼性の向上に向けた業務のあり方の検証〕

顧客に対する一層忠実な業務執行を確保する観点から、以下の施策を実施するとともに、その実施状況を点検する。

- ・ 近時の顧客情報漏洩事件等を踏まえ、顧客情報等の管理の徹底を図る（事務ガイドライン新設）
  - ・ 顧客の取引状況等を迅速に把握し、トラブルを未然に防止する観点から、証券会社が顧客との面談を行う制度の整備及び適切な運用を図る（事務ガイドライン新設）
- インターネットを通じた個人投資家の株式取引が5割を超えている現状を踏まえ、年内にインターネット取引の実態把握を開始し、投資家保護及び取引の公正性の確保という観点から、必要な対応を行う。

#### 〔取引一任勘定取引の範囲の見直し〕

投資家の利便性向上のため、投資家は売買の別、銘柄及び数を明示したうえで、「価格」については、一定の範囲を指定して、証券会社に注文を出すことができることとした（内閣府令改正（12月13日施行）事務ガイドライン改正（12月13日適用）日本証券業協会会員通知（12月6日発出））。

#### 〔累投、ミニ株、ETFの普及活動の要請〕

日本証券業協会において、証券投資の日（10月4日）にあわせて、全国9都市で開催したイベントにおいて、累投、ミニ株、ETFの普及促進をPR。

#### 〔投資信託の周知・普及のためのイベント開催等の要請〕

投資信託協会の主催（金融庁後援）により、全国3ヶ所で「投資信託フォーラム2002」を開催（11月1日札幌、11月5日福岡、12月13日東京）。

投信信託に関する十分な情報提供を図るため、投資家が保有している投資信託の時価や損益等を知ることのできるシステムを、投資信託協会のホームページ上に開設（10月31日）。

#### 〔株式の投資単位引下げの要請〕

取引所等において、著しく投資単位が高い3月決算会社13社に対し、投資単位引下げを勧告（11月上旬までに実施済）。

### （2）銀行等における有価証券の販売

#### 〔銀行と証券会社の共同店舗〕

投資家が有価証券取引を行える店舗の増加・多様化を進める観点から、銀行と証券会社の共同店舗を解禁（9月17日、内閣府令・事務ガイドライン改正）。

#### 〔銀行等の有価証券売買の書面取次ぎ〕

銀行窓口における株式や社債などの書面取次ぎ業務が円滑に行われるよう、業務運営上の留意事項を明確化（9月17日、事務ガイドラインの新設・改正）。

### （3）信頼される投資信託・投資顧問サービスの確立

#### 〔信頼性の向上に向けた業務のあり方の検証、運用結果に対する説明責任・運用体制のあり方の検討要請、運用結果に係る開示ルールの強化等〕

信頼される投資信託・投資顧問サービスの確立を図る観点から、以下の事項等について、明確化・義務化を図る（内閣府令、事務ガイドライン、投資信託協会の自主ルール等）。

運用体制や具体的な運用方針の決定プロセスの開示

取引を発注する証券会社や投資信託の販売会社をどのように選んでいるかを開示

運用報告書の開示項目の拡充（運用方針と運用結果の乖離についての説明等）

運用状況に係る適時開示 等

#### 〔最低資本金の引下げ・主要株主ルールの導入〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（12月16日）。

### （4）投資知識の普及・情報の提供

#### 〔金融庁ホームページの拡充、学校における金融・証券教育の促進要請等〕

金融庁ホームページに、金融・証券・保険関係団体が一般消費者向けに行っている知識普及活動を一覧的に紹介するサイトを新設（11月14日）。

学校における金融教育の一層の推進について、金融庁長官名で文部科学省に対して文書で要請（11月14日）。

副教材の開発のための15年度予算を要求（8月30日）。

#### 〔金融・証券関係団体やNPO等との連携強化の検討要請〕

金融広報中央委員会において、金融・証券・保険関係団体やNPO等との連携強化のため、「金融に関する消費者教育の進め方についての連絡協議会」を開催（第1回は11月13日、第2回は12月19日を予定）。

### （5）証券税制

#### 〔投資家の参加を促進する今次税制改正要望の実施〕

上場株式等の譲渡益・配当、株式投資信託の分配金について、一律に、5年間は税率を10%に軽減する証券税制が与党3党税制改正大綱で決定（12月13日）。

## 2．投資家の信頼が得られる市場の確立～市場の公正性・透明性の確保～

### （1）監視体制の強化等

#### 〔証券取引等監視委員会の体制・機能の強化〕

証券取引等監視委員会について、70人の増員を総務省に要求（8月30日）。  
委員長補佐官（証券会社前副社長）を設置（10月1日）。  
年内に、弁護士・公認会計士の追加登用（10名程度）を予定。

#### 〔証券市場行政関係部署の連携強化〕

証券市場行政を担当する部署の連携を一層強化するため、証券市場行政総括官を設置するとともに（8月22日）証券市場行政総括官が主宰し、金融庁課長クラスをメンバーとする金融庁証券市場行政連絡会議を設置し、毎月開催。

### （2）会計・監査の充実・強化

#### 〔監査法人等に対する監督の強化〕

金融審議会公認会計士制度部会において審議中（今週中に報告書公表予定）。

#### 〔公認会計士のあり方の見直し〕

金融審議会公認会計士制度部会において審議中（今週中に報告書公表予定）。

#### 〔ストック・オプションの会計処理基準の作成〕

（財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会において、「ストック・オプションの会計に係る論点の整理」を公表予定（12月下旬）。「論点の整理」公表後、1年程度で基準等を公表する予定。

### (3) 市場における公正な取引の確保

#### 〔信用取引に係る価格ルールの導入〕

市場に対する信頼性の向上を図る観点から、信用取引について、公正な取引を確保するための価格ルールを導入(9月17日、内閣府令改正)。

#### 〔店頭登録市場における顧客注文の最良執行の義務付け〕

日本証券業協会において、一定の小口注文については、顧客注文の最良執行を担保するため、注文を受けた証券会社の気配値で即座に取引を成立させるのではなく、各マーケットメーカーの中の最良気配で取引を成立させるJASDAQマーケットメイクシステムへ発注するよう、証券会社に義務付け(11月27日規則改正認可。15年5月施行予定)。

#### 〔機関投資家の受託者責任の実効性の検証〕

機関投資家の受託者責任の実効性を確保するため、以下の対応をとる予定。

投資信託委託業者・投資顧問業者への対応も踏まえ、委託者保護の観点から、特別勘定に係る保険会社の運用体制及び信託銀行の運用体制の充実等に関し、事務ガイドラインの見直しを行う。また、これを受け、必要に応じ、検査マニュアルの見直しを行う。

信託業務の受託者責任のあり方について金融審議会第二部会で今後検討を行うとともに、信託協会に対して運用状況等に関するディスクロージャー、運用体制等に係る対応を行うよう要請する。

保険会社(特別勘定)の運用状況等に関するディスクロージャーの充実に関し、事務ガイドラインないしは関係団体において必要な対応を行う。

保険会社(特別勘定)及び信託銀行の運用体制等について検査・監督を通じたチェックを行う。

#### 〔証券アナリストに関する自主ルールの見直し〕

日本証券業協会において、アナリストの意見の独立性確保、アナリストレポートの対象企業とアナリスト・証券会社との利益相反状況の開示、社内管理体制の一層の整備のための自主ルールを整備(理事会決議案を年内に公表、来年1月に理事会決議予定)。

#### 〔外務員のコンプライアンスの強化〕

日本証券業協会において、外務員資格更新制の導入、外務員資格停止処分等の導入、証券事故の典型的事例の概要及び留意点を取りまとめた「コンプライアンス・レター(仮称)」の作成・周知、コンプライアンス体制整備に対する支援を行うための「コンプライアンス・アドバイザー(仮称)」の派遣、を行う(12月18日、理事会決議予定)。

#### 〔金融商品販売法の施行状況の調査、点検〕

金融商品販売法の施行状況について、金融商品販売業者・消費生活センターの相談員に対するアンケート調査を実施。結果は年内に公表予定。

上記結果を踏まえ、本法の周知状況を改善するため、広報等に一層努めるとともに、業者間での勧誘方針に係るコンプライアンスの競争が促進されるよう、勧誘方針についての改善を業者に要請する予定。

#### （４）ディスクロージャーの充実・合理化

##### 〔有価証券報告書に係る「リスク情報」等の開示の充実〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（12月16日）。

##### 〔「四半期財務・業績情報」の開示の実務要領の整備〕

###### 業績概況の開示

15年4月以降に開始する事業年度から、上場会社に「四半期業績の概況」の開示を義務付ける規則改正要綱案を年内に公表予定。

###### 財務・業績情報の開示

16年4月以降に開始する事業年度から、上場会社に「四半期財務・業績情報」の開示を義務付けることを目標に、四半期財務諸表の作成要領等について検討する「検討委員会」を東証が年内に設置する予定（15年5月を目途に取りまとめる予定）。

##### 〔タイムリーディスクロージャーの適正性確保〕

タイムリーディスクロージャーの適正性を確保するため、取引所等において、事後チェックのための事務体制を強化する（専担者の配置等）  
適時開示規則違反件数及び悪質な違反事例を公表する  
適時開示規則違反行為に係る上場廃止基準の運用を厳格化する  
等の具体的な施策について年内に公表する予定。

##### 〔一定の有価証券届出書について効力発生期間の短縮〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（12月16日）。

##### 〔強制公開買付規制の適用除外要件の拡大〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（12月16日）。

#### （５）コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

##### 〔決算短信における「ガバナンス関連情報」の充実、開示の義務化〕

取引所等において、決算短信への「コーポレート・ガバナンスに関する取組み状況」の記載を15年3月決算発表分から義務化する規則改正要綱案を年内に公表予定。

〔有価証券報告書に係る「ガバナンス関連情報」等の開示充実〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（12月16日）。

〔コーポレート・ガバナンスへの実効的な取組み〕

東証において、有識者等による「上場会社コーポレート・ガバナンス検討委員会」を設置(11月19日公表)。望ましいコーポレート・ガバナンスの在り方について検討を行う予定(12月24日に第1回会合を開催し1年を目途に取りまとめる予定)。

### 3. 効率的で競争力のある市場の構築～市場の安定性・効率性の向上～

（1）世界に目を向けた中長期的な市場のあり方の検討

〔国内取引所の海外展開、内外取引所の連携・統合〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（12月16日）。

（2）市場の整備

〔上場廃止基準の厳格化〕

取引所等において、取引所上場銘柄に対する信頼を確保する観点から、債務超過に係る上場廃止基準の厳格化、時価総額に係る上場廃止基準の新設などを実施（10月以降、各取引所等において逐次、規則改正を実施）。

〔クロスボーダー取引のための端末設置行為に係る規定の整備〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（12月16日）。

〔共通化が可能な国内市場間のルールの整備〕

各取引所等においてルールが相違している、新興企業向け市場における四半期開示の内容、適時開示に係る開示内容の軽微基準の取扱い等について、ルールの共通化を図るための規則改正要綱案を年内に公表予定。

〔公社債流通市場の流動性及び価格の公正性・透明性の向上〕

日本証券業協会は、ホームページ上において個人向け社債等に係る価格情報を提供する制度の具体案について年内に公表予定。また、公社債の発行面を含め、流動性向上の方策に係る論点整理を行っているところであり、年内に結論を得る予定。

〔未公開企業の株式売買（グリーンシート市場）のあり方の検討〕

日本証券業協会において、日本証券業協会による価格情報の日々公表、タイムリーディスクロージャーの導入等の具体策を年内に公表する予定。

〔私募債市場に参加する適格機関投資家の範囲の拡大〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（12月16日）。

〔エクイティ関連商品に係る私募の取扱いの検討〕

金融審議会第一部会報告において、具体案を提言（12月16日）。

（3）証券決済システムの整備

〔新しい証券決済制度の円滑な実施〕

証券決済システム改革法の政省令の整備を行い、セーフティネットである加入者保護信託における請求や支払の手続、清算機関における清算対象取引の範囲等を具体化（12月6日公布）。

市場関係者をメンバーとする証券受渡・決済制度改革懇談会が、証券決済システム改革への共通のコンセンサス形成とスケジュールの具体化を目指し、報告書「証券決済制度改革の推進に向けて」を公表（11月21日）。

新しい決済システムの円滑な実施に資する税制が与党3党税制改正大綱で決定（12月13日）。

（4）証券化・流動化の促進

〔住宅ローン証券化市場の育成〕

住宅金融公庫債券を含む月次パススルー債（毎月元利金の支払いを行う債券）について、流動性の向上を図る観点から、社債等登録制度上の登録請求ができない期間を3週間から2週間に短縮（社債等登録法施行令改正（12月4日公布）、施行規則改正（12月6日公布））。

住宅ローン債権を含む指名金銭債権等の証券化について、一つのSPCが追加的にこれらの資産を取得して証券化を行うスキームの利便性の向上を図るため、流動化計画の記載方法を弾力化（府令改正、12月20日公布予定）。

〔資産流動化スキームの利便性の向上〕

（上記〔住宅ローン証券化市場の育成〕 参照）

「証券市場の改革促進プログラム」に関しては、パブリック・コメントを求めるとともに、その結果を金融庁ホームページに掲載（10月15日）。